

マンション Life

魅力ある環境
明るいマンション生活を考える

NPO法人
埼玉管ネット
Communication Network

発行所・編集 / 特定非営利活動法人 埼玉県マンション管理組合ネットワーク
〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和3-3-17豊曜ビル2階 編集責任者 土屋公司
事務所TEL 048-887-9921 FAX 048-887-9924

2026年4月 発行
149号



全国マンション管理組合連合会(略称 全管連)会員 埼玉管ネットは全管連を通じて国交省に意見提出しています
埼玉県マンション居住支援ネットワーク(会員)理事団体



改正管理規約の新設「管理人制度」

長寿命化を目指すこれからの組合運営

国内管理人

所有者不明専有部分管理人

管理不全専有部分管理人

管理不全共用部分管理人

○「国家百年の計にあり」と申しますが、これは国家の大事業や政策は、百年先を見据えて立てるべきだという考え方です。短期的な利益や人気取りではなく、教育、人材育成、制度設計、インフラ、国土計画といった、長期的に国を支える基盤づくりこそ重要だという思想を示します。

この言葉は中国の古典『管子』に由来するとされ、「一年の計は穀を樹うるに如くはなし、十年の計は木を樹うるに如くはなし、百年の計は人を樹うるに如くはなし」という思想と結びつけて語られるとされています。


つまり、百年先を見て制度設計、地方自治の長期計画など、短期では成果が見えにくいのが、国家の未来を左右する分野で引用されます。短期の便宜や場当たり対応ではなく、長期的な制度設計を重視すべきだ」という意味合いです。

この言葉は、「長期的視野を持つ」というだけでなく、「今の世代が責任を持って未来の世代に橋を架けよ」という倫理的な含意も持っています。

○ マンション管理でも、まさに同じで、竣工時から百年先の計画の超長期の計画の発想が求められる時代となりました。

少子高齢化時代、高齢化対応、インフラ改革等は「百年の計」の発想が求められる領域です。

マンション管理組合の運営は、これから「高齢化・担い手不足・複雑化する法制度・長寿命化する建物」という四重苦の時代に入ります。だからこそ、従来の「慣例に囚われた運用で、波風立てないで何とかする管理組合」から脱却し、仕組みで回る



管子

組織へ転換することが最も効果的です。

○百年マンションの道筋
「区分所有法改正後の合意形成の実務的影響、長寿命化への分析、改修の経済合理性等、建物最終章である取り壊し積立基金等、「百年マンション」を実現するための修繕積立金モデル、「適切な維持管理・計画修繕・性能向上改修を重ねることで、百年程度の長期使用を可能にするマンション」という計画です。

そんな先の事までは、考えつかない。その頃は私はこの世にいない。その時に考えれば良いではないか。との考えの方が多いと思いますが管理組合運営は短期的な課題対応に偏重しがちですが、百年の計に基づく超長期的な制度設計を行うことが、次世代に引き継ぐべき持続可能な資産形成につながります。

区分所有法改正により新設された4つの管理人制度

○ 第6条の2 国内管理人

海外在住者・長期不在者との連絡不能問題を解消し、管理に関する事務を行わせるために、国内に住所又は居所を有する者から管理人を選任できる制度

○ 第46条の2 所有者不明専有部分管理人

所有者が不明、または所在が不明で連絡不能の専有部分(住戸)について、利害関係人の請求により裁判所が「管理命令」を出し、管理人を選任して管理・修繕・処分などを行わせる制度

○ 第46条の8 管理不全専有部分管理人

専有部分(住戸内部)がゴミ屋敷・漏水・害虫発生などで“管理不全”となり、周囲に重大な支障を及ぼす場合に、裁判所が利害関係人の請求により「専有部分管理人」を選任して強制的に改善できる制度

○ 第46条の13 管理不全共用部分管理人

建物全体や共用部分が老朽化・危険状態・管理不全に陥り、管理組合が機能していない場合に、裁判所が利害関係人の請求により「管理人」を選任して管理を代行する制度

新設「管理人制度」は理事
会負担の軽減が必要

区分所有法に言う区分建物マンションの「専有部分管理人」は利害関係人が裁判所に請求できるとあります。一方、標準管理規約には、理事長が理事会の決議を経てとなつていきます。これでは、益々理事会の責任が増え、理事の成り手がいなくなるでしょう。

区分所有法に照らし合わせ、理事会の負担にならない様な利害関係人が専有部分管理人となる提案をします。まず前提となるのは、区分所有法「利害関係人が救済」する趣旨です。

改正区分所有法では、専有部分の管理不全(ゴミ屋敷、漏水、危険状態など)が放置されることを防ぐため、「利害関係人(隣戸、上下階、管理組合など)が裁判所に対して専有部分管理人の選任を請求できる。」と定めま

した。

つまり、本来は理事会が積極的に動くことを義務付けた制度ではありません。むしろ「利害関係人が直接請求できる」ことで、管理組合の負担を軽減する方向の制度です。

しかし標準管理規約は「理事長が理事会決議を経て申立て」とあります。

ここが大きな制度の違いとなります。

○標準管理規約は、「管理組合が主体的に動く場合の手続き」を定めているだけで、利害関係人の直接申立てを妨げるものではありません。

つまり、両者は次のように整理できます。

一、申立て主体
法的根拠 実務上の負担、利害関係人(隣戸・上下階など)

二、区分所有法
管理組合の負担なし

三、管理組合(理事長)
標準管理規約理事会決議が必要で負担大

○理事会の負担を増や

さない三つの提案
①管理規約に「利害関係人による直接申立てを妨げない」旨を明記する

例：規約への追記案
(専有部分管理人の選任申立て)

①「利害関係人が区分所有法に基づき専有部分管理人の選任を裁判所に請求することを妨げない。管理組合は、利害関係人による申立てを尊重し、必要な情報提供に協力するものとする。」

これにより、
・利害関係人が主体的に動くことで問題解決が進む、理事会は「協力」だけで済むというバランスが取れます。

②理事会が動くのは「管理組合に重大な損害が生じる場合」に限定する。
標準管理規約の運用基準として、次のような「限定条件」を理事会で決議しておく方法です。

・運用基準案
・専有部分の管理不全が「共用部分に重大な損害を与える場合」に限り、

理事会は申立てをすることを認める。
それ以外は利害関係人による申立てを原則とする。これにより、理事会は「何でもかんでも動く」必要がなくなります。

③管理組合は「利害関係人の申立てを支援する立場」に徹する。
理事会が主体ではなく、あくまで「支援者」として関わる形にするのです。

③ 支援内容の例
・必要な資料(図面、管理規約、管理会社の報告書など)の提供
・状況説明書の作成補助
・申立ての相談窓口(ただし申立て主体にはならない)これなら理事会の負担は最小限で済みます。

・さらに踏み込んだ提案:
④「専有部分管理人申立て支援委員(外部専門家)」制度を導入する

○制度のイメージ
・「弁護士・マンション管理士・建築士など外部専門家」が管理人となった場合は、相談を受け、申立てをサポートするのみ。
理事会は当事者として関

与しない
これにより、
理事会の負担ゼロ
利害関係人は専門家の支援を受けられる
問題解決が迅速化
という仕組みになります。
結論：理事会が背負う必要はないのです。

○区分所有法の趣旨は「利害関係人が直接動けるようにする」ことです。標準管理規約の文言は「管理組合が動く場合の手続き」を書いています。理事会が動かなければ解決しない解釈です。
したがって、理事会の負担を増やさないためには:
①利害関係人の直接申立てを明確に認める
②理事会が動く条件を限定する
③理事会は「支援者」に徹する
④必要なら外部専門家を「支援委員」として制度化する

この4つを組み合わせることで、区分所有法の趣旨と実務負担のバランスが取れるでしょう。

○管理会社と管理委託契約を締結している場合、今回の改定規約のうち「強制規程に関わる最低限の改定(要件緩和等)」については、多くの管理会社が無償で対応しています。一方で、規約全体を見直す「全面改定」となると、相応の費用が発生するケースが一般的です。中には「全面改正も無料」とする管理会社もあります。その場合でも内容を十分に確認したうえで依頼されることをお勧めします。
マンションはそれぞれ、建物の形態も違えば、組合の歴史やカラーも異なります。そのため、標準管理規約をそのまま当てはめると、いわゆる「金太郎飴」のように画一的な規約へ書き換えとなり、本来の管理組合の実情に合わなくなる恐れがあります。

協和産業株式会社
私たちにとってのSDGS...
玄関ドア・窓の断熱化・エントランスリニューアルによる省エネ、バリアフリー化はプロ集団におまかせください
本社〒336-0032 さいたま市南区四谷 2-5-11
http://www.kyowazangyo.co.jp/ 0120-344-356

LIXILの1dayリフォームは、
お手頃な暮らしアップ提案です。
“居ながら施工”であっという間に快適な暮らしへ!
LIXILリニューアルのサッシ・玄関ドア『カバー改修』
LIXIL 株式会社 LIXILリニューアル (リキシルリニューアル)
管理組合様からのお問い合わせ窓口をご用意
マンション管理組合様、マンション管理会社様、マンション修繕業者様からの技術的なご質問、価格等のお問い合わせにお応えします。
テクニカルサポート
e-DESK
電話 03-6748-3987
受付時間 月～金 9:00～17:00
(祝日・年末年始・夏季休暇等を除く)
Web LIXIL e-DESK
で検索ください。

管理組合による
第三者管理

第三者管理を実施する管理組合の利益相反の問題が指摘されています。

区分所有者に実質的な不利益が発生するのを避けることはもちろん、形式的・外形的な利益相反への不安・不信もあるという管理組合は多く、また管理組合による第三者管理のメリットは残しつつ、利益相反の不安を抑える。そんな制度があれば第三者管理に移行したい、という管理組合は少なくないのではないのでしょうか。

○外部専門家が監事として関与することにより、利益相反の不安を抑える制度です。
監事になる外部専門家、管理組合が選任し、管理組合が

ら独立の立場で監査を実施します。もちろん、区分所有法や管理規約の知識があることは大前提です。

○ここで、「監査」とは何かについて考えてみます。

監査とは、委託信任関係の存在を前提に、受託者の説明義務をす

る際に、説明に信頼性を付与するものと考えます。「委託信任関係」は、管理組合（区分所有者全員）が管理会社に対して「管理者としての業務」を委託する関係

です。管理会社は、管理組合（区分所有者全員）に対して、委託された「管理者としての業務」を遂行し、その途中経過や結果を報告します

これが委託信任関係に基づく説明義務の履行です。

この報告を受けた委託者（管理組合・区分所有者全員）は、説明

内容に納得すれば、委託業務（管理者としての業務）が適正に遂行・実施されたことを確認することができ、受託者（管理会社）の任務は完了となります。

○一般に委託者は素人で、受託者は専門家です。素人が専門家の説明を聞いても、それが適正か否かを判断することは困難です。

説明された事実等が真実か否かを確認することすら難しいでしょう。

そこで、委託者（管理組合・区分所有者全員）に代わって受託者（管理会社）を監視・調査し、受託者の説明の真実性や適法性等を判断して委託者に報告

することにより、委託者の判断を助けるのが、監査なのです。

これは委託者（管理組合・区分所有者全員）

のための制度ではありませんが、結果的には、適正な業務の遂行をし

た受託者（管理会社）のためにもなっています。

受託者の説明義務に対して第三者の立場から信頼性を付与するものだからです。

○管理会社を厳格にチェックするのは当然ですが、管理者業務が適正に遂行されていれば、それを管理組合（区分所有者全員）に対して説明する存在になります。

第三者管理を正常に機能させることこそが目的だからです。

管理組合（区分所有者全員）は、管理会社が不正を働いていないかを常に監視する負担や、不信感・不安を持ち続けることから開放

されると思います。素人である区分所有者ではなく、専門家である監事が管理会社を監視・調査し、管理会社の説明や報告の適法性等を

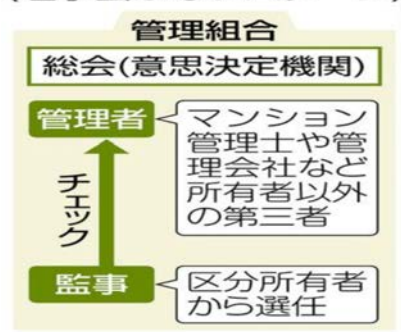
確認するからです。外部専門家が監事に

就任するということは、区分所有法や管理規約の理解はもとより、監事の招集総会では理事解任議案の提出を認め

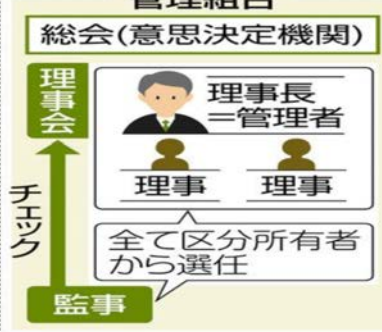
る裁判例（前橋地裁平成30年5月22日判決）

もありません。第三者が監査すると単なる「チェック役の強化」ではなく、組合の統治構造そのものが変わるとい

第三者管理方式の例
(理事会がないパターン)



一般的な管理組合



埼玉県のマンションストック戸数とマンション比率

行政区名	マンションストック戸数						世帯数 (B)	マンション比率 (=A÷B)	
	築10年以内	11年~20年	21年~30年	31年~40年	40年超	総数(A)			
さいたま市	西区	515	36	552	1,140	1,418	3,661	43,771	8.36%
	北区	1,271	3,380	4,243	3,530	2,017	14,441	72,106	20.03%
	大宮区	3,581	3,957	3,042	2,061	2,427	15,068	62,005	24.30%
	見沼区	214	663	1,953	2,591	2,097	7,518	77,020	9.76%
	中央区	839	3,046	4,449	3,162	1,544	13,040	49,774	26.20%
	桜区	175	1,734	2,167	2,438	1,498	8,012	46,747	17.14%
	浦和区	4,286	5,378	8,397	2,330	2,746	23,137	78,539	29.46%
	南区	3,642	4,160	7,417	5,036	3,280	23,535	90,217	26.09%
	緑区	1,077	1,311	1,346	1,813	1,098	6,645	58,809	11.30%
	岩槻区	484	673	72	718	1,086	3,033	52,186	5.81%
	16,084	24,338	33,638	24,819	19,211	118,090	631,174	18.71%	
埼玉県	川越市	2,033	2,893	5,114	4,631	7,052	21,723	162,528	13.37%
	熊谷市	396	1,076	717	1,863	633	4,685	87,459	5.36%
	川口市	8,508	11,950	15,596	12,503	14,142	62,699	280,348	22.36%
	所沢市	2,518	4,065	8,187	4,666	7,321	26,757	166,036	16.12%
	飯能市	111	414	626	762	428	2,341	35,735	6.55%
	本庄市	63	315		990	221	1,589	34,738	4.57%
	東松山市	173	533	147	1,394	112	2,359	40,994	5.75%
	春日部市	391	1,240	2,661	3,843	3,466	11,601	109,456	10.60%
	狭山市	544	507	1,287	2,455	6,068	10,861	70,573	15.39%
	鴻巣市	609	1,023	750	1,513	1,084	4,979	51,891	9.60%
	深谷市	52	175	141	1,159	194	1,721	61,125	2.82%
	上尾市	682	994	1,839	1,919	2,535	7,969	105,601	7.55%
	草加市	2,838	2,868	6,750	4,161	4,991	21,608	120,599	17.92%
	越谷市	2,657	4,995	6,353	4,302	5,602	23,909	158,524	15.08%
	蕨市	1,174	1,445	1,201	1,955	2,502	8,277	36,724	22.54%
	戸田市	1,652	4,997	6,358	2,861	1,490	17,358	64,872	26.76%
	入間市	37	1,185	3,127	3,424	4,066	11,839	66,329	17.85%
	朝霞市	2,660	2,508	6,766	2,228	2,251	16,413	68,155	24.08%
	志木市	914	1,937	1,490	1,402	3,978	9,721	35,388	27.47%
	和光市	1,318	1,751	3,378	951	4,034	11,432	42,427	26.95%
	新座市	588	2,061	3,882	2,602	3,766	12,899	77,539	16.64%
	桶川市		490	449	791	790	2,520	33,496	7.52%
	久喜市	167	1,360	405	2,246	1,234	5,412	67,490	8.02%
	北本市	24	210	404	2,025	770	3,433	30,334	11.32%
	八潮市	868	1,877	723	939	1,072	5,479	44,125	12.42%
	富士見市	486	1,279	2,663	712	1,921	7,061	54,050	13.06%
	三郷市	1,572	2,242	1,342	5,272	3,645	14,073	64,887	21.69%
	坂戸市	262	740	932	849	2,265	5,048	46,080	10.95%
	鶴ヶ島市		789	808	1,273	1,692	4,562	32,566	14.01%
	吉川市	569	908	964	897	445	3,783	31,015	12.20%
	ふじみ野市	1,116	2,674	2,638	1,366	847	8,641	53,255	16.23%
	白岡市	124	161	1,377	320	22	2,004	22,550	8.89%
入間郡三芳町	429	314	827	1,137	934	3,641	16,496	22.07%	
北葛飾郡杉戸町		224	306	533	260	1,323	19,890	6.65%	
	51,927	87,201	124,036	108,108	112,576	483,848	3,407,721	14.20%	

○埼玉県マンション化率は前回から0.50ポイント拡大しました。さいたま市を含む45市町村中、13市区町で拡大しました。県内の拡大トップは、鴻巣市で0.58ポイント拡大した。マンション化率は9.6%県内における築40年を越のストック戸数は11万

2576戸全体の23%に達した。築40年超ストック戸数が一番多かったのが、川口市で1万4142戸。所沢市7321戸が続いた。○マンション化率各自自治体に居住する世帯数に対して、分譲マンションがどの程度ストックされているのか、普及

率の数値が大きいほど、マンションの普及率が高い事を示しています。

東京カンテイ

⑤築40年超の占める割合

	各市区の全ストック	埼玉県築40年超の全ストック
①狭山市	55.9%	5.4%
②坂戸市	44.9%	2.0%
③志木市	40.9%	3.5%
④さいたま市西区	38.7%	1.3%
⑤鶴ヶ島市	37.1%	1.5%
⑥さいたま市岩槻区	35.8%	1.0%
⑦和光市	35.3%	3.6%
⑧入間市	34.3%	3.6%
⑨川越市	32.5%	6.3%
⑩上尾市	31.8%	2.3%
⑪桶川市	31.3%	0.7%
⑫蕨市	30.2%	2.2%

※市区の全ストックに占める築40年超の割合が3割以上の12自治体を集計

④埼玉県・築40年超のストック戸数

	戸数
①川口市	1万4142
②所沢市	7321
③川越市	7052
④狭山市	6068
⑤越谷市	5602

※5000戸以上の5自治体を集計

最高裁が初判断、マンション管理組合は共用部の占有者

分譲マンション共用部の不具合で生じた住戸の雨漏り被害について、区分所有者が管理組合に損害賠償を求めて争った2つの訴訟の上告審。最高裁判所第一小法廷は2026年1月22日、管理組合が共用部の占有者に当たり、賠償責任を負うとする判断を初めて示しました。

管理組合の工作物責任を否定した東京高等裁判所の判決を全員一致で覆し、審理を差し戻し、管理組合の工作物責任を巡る裁判では、これまで判断が割れていました。

○2つの訴訟のうち、東京都練馬区で1990年に竣工した5階建

てマンションを舞台とするのが第一訴訟。

築23年時点で、3階の住戸のバルコニーに接する外壁の隙間などから雨水が浸入し、2階の住戸に漏水。その後も雨漏りが3回続いた。そのため、2階の住戸の住人が、3階の住戸の住人と管理組合を相手取り、資産価値の下落分など約1400万円の損害賠償を求めて2019年5月、東京地裁に提訴しました。

東京地裁は管理組合に約1010万円、3階住戸の住人にはそのうちの約40万円をそれぞれ支払うよう命じた。一方、2審では管理組合への支払い命令のみを取り消す判決を下しました。

○第二訴訟は、東京都内で1970年代に竣工した築約50年の小規模マンションが舞台です。築40年超の時点で住戸を取得した住人は、取得後まも

なく、斜線制限がかかる外壁の窓まわりから雨水が浸入する被害に遭遇した。そこで、住人は管理組合に対して、雨漏り発生の時から現時点に至るまでの家賃と遅延損害金など（2026年時点で累計2500万円超）の支払いを求め、21年に東京地裁に提訴した。23年7月の1審判決、25年2月の2審判決ではいずれも、原告住人の請求を全て棄却。管理組合側が勝訴しています。

○共用部からの雨漏りに火災保険が適用されなかった点も共通しています。

最高裁は二つの訴訟において、管理組合が民法717条1項の「占有者」に当たるかどうかを審理しました。同項では、土地の工作物に瑕疵（かし）

があり、他人に損害が生じた場合に、その工作物の占有者が原則として損害賠償責任を負うと定められています。第一訴訟と第二訴訟の

原審はいずれも、占有者は管理組合ではなく、区分所有者全員であると判断しました。一方、最高裁の判断は次のようなものでした。

最高裁は一訴訟において、区分所有法では区分所有者全員が共用部の管理を行うための団体を構成し（3条）、区分所有建物の共用部の管理に関する事項を集会の決議で決めるとされている（18条1項）と説明。これらの規定に照らすと、「区分所有建物の共用部分については、基本的に、区分所有者の団体がこれを支配管理して通常有すべき安全性を確保していくことが予定されているもの」というべき」と判示しました。

○さらに、管理組合が区分所有者からその持ち分に応じて共用部の管理費を徴収している通例を踏まえ、共用部の設置または保存の瑕疵で損害が生

あなたのマンションは大丈夫？

築20年を過ぎた建物は老朽化により放置すると漏水など大変な損害を被ることがあります。



築33年経過した給水管の内部

ダイショウテックの設備リニューアルにより建物も暮らしも生き生きと！

マンション給排水設備リニューアル専門会社

株式会社 大勝テック

〒123-0841 足立区西新井 2-1-18 ☎03-3856-2870

<http://daisho-tec.com>

じた場合は、管理組合の財産で賠償するのが「区分所有者の通常の意味に沿い、損害を被った者の保護にも資する」と指摘しました。

その上で、管理組合は「特段の事情がない限り、区分所有建物の共用部分について、『占有者』に当たる」との見解を示しました。

○最高裁は第一訴訟において、「特段の事情はうかがわれない」ことから、当該マンションの管理組合を占有者と認定し、損害賠償額についてさらに審理を尽くすよう高裁に差し戻しました。被害者救済を重く見た判断と言えます。

○第二訴訟の判決では、第一訴訟の判決内容の一部を引用して同様の考え方を示しました。一方、第二訴訟のマンションの管理組合が占有者に当たるかどうかや、再審理の範囲は特定せず、高裁に差し戻しました。

鍵を握る第二訴訟の差し戻し審

○第二訴訟のマンションは、区分所有法に管理組合についての規定（同法3条）が盛り込まれる前に分譲され、


自主管理に近い運営が続いていました。管理規約は存在するが、国土交通省が定めた現行の標準管理規約とは内容がかなり異なる点、さらに、雨漏りが発生した時点で修繕積立金がほとんどなく、その後、区分所有者が大きく入れ替わり、現在は当時の所有者ではない区分所有者が多数を占めている状態でした。

高騰化する共有部火災保険料の対策でお困りではございませんか？

- ◆ 年々値上げの続く火災保険料が、管理費会計を圧迫している。。。
- ◆ 更改の見積を取ると、これまでの保険料の3～4倍になり驚愕してしまっ。。。

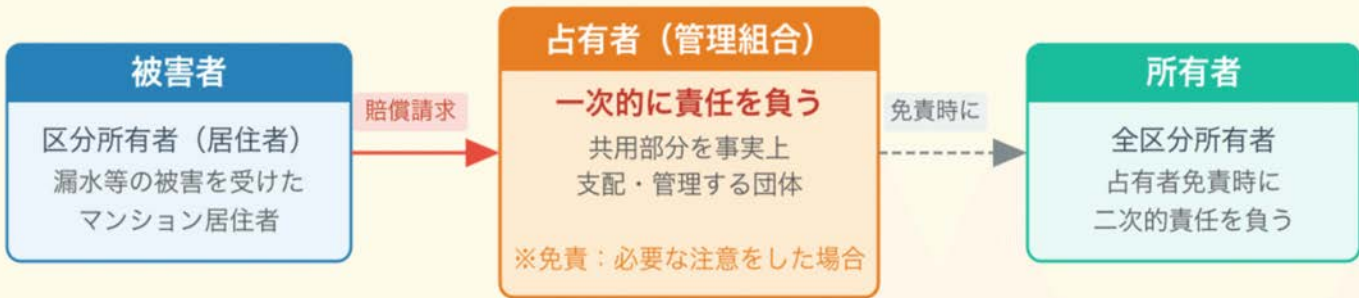
共有部火災保険は、グッド保険サービスまでお気軽にご相談下さい！

複数の損保商品を扱う当社ならではの組み合わせプランで、管理組合様のお悩みを解決致します！



取引損保：損保ジャパン、東海日動、三井住友海上、あいおいニッセイ同和、日新火災
お問合せ先 株式会社グッド保険サービス 担当：伊藤、関根、本間、高橋
Tel 03-5413-4911 e-mail : kanri-kumiai@goodhoken.co.jp

民法717条「工作物責任」—— 占有者と所有者の責任関係



最高裁 令和8年（2026年）1月22日 初判断のポイント

「特段の事情がない限り、管理組合は共用部分について民法717条1項本文の『占有者』に当たる」
管理組合が損害防止義務を負うことが明確になり、被害者の請求先が一本化された

リフォームを主体としたビル建材（サッシ、玄関ドア、手すり） フェンス・駐輪場・ゴミ収納庫 等、マンション外構をはじめとするエクステリア商品全般の販売施工。



改修用サッシ カバー工法（HOOK SLIM他）
改修用玄関ドア カバー工法
改修用手すり

「One Day」リフォームで大変身「三協アルミ」改修商品の『販売』『施工』、
株式会社三協リフォームメイト

〒103-0013
東京都中央区日本橋人形町1丁目4番10号（人形町センタービル 8階）
TEL:03-5962-3191
FAX:03-5962-3192

GR Great GREEN

卓越した超耐候性 (GGreat Resistance) で建物の長寿命化を実現し、環境配慮 (GGreen) にも貢献する次世代型塗料

超耐候・超低汚染バイオマス樹脂複合無機塗料

エスケーバイオマス無機 GR

エスケー化研 埼玉支店
〒337-0051
埼玉県さいたま市見沼区東大宮6-30-48
TEL.048-686-2391 FAX.048-686-2398

エスケー化研株式会社

マンション管理は
お任せください。

「しあわせ」
あなぶきハウジングサービス

管理会社変更のご相談は
あなぶきコールセンター(24時間365日)

0800-500-5505

東京本社 開発事業本部 /
〒105-0012 東京都港区芝大門2-2-1 ACN芝大門ビルディング5F

マンション・ビル外壁
リニューアルの専門工事店

補修工事から大規模修繕工事まで

確かな技術と経験を基に、企画から工事まで一貫施工

ロープアクセスでなければ実現できない事がある。

ご相談お問い合わせ
株式会社共栄レジン

〒344-0022
本社：埼玉県春日部市大畑34-1
営業所：埼玉県北葛飾郡松伏町松伏2304
☎048-878-8302 | Free ☎0120-429-213

LINE QR HP QR

アレスダイナミックシリーズ

水性反応硬化形ハルスハイリッチシリコン樹脂塗料

アレスダイナミックTOP

超耐候性超低汚染ハルスハイリッチ無機有機ハイブリッド塗料

アレスダイナミックMUKI

資料のご請求、お問い合わせは

関西ペイント販売株式会社 建築塗料本部

〒144-0045 東京都大田区南六郷3-12-1
TEL (03) 5711-8901 FAX (03) 5711-8931
関西ペイントホームページ <http://www.kansai.co.jp>

マンションの未来を
みなさまと創造する企業

私たちは、確かな管理サービスで、
マンションの「住まう価値」「次の世代につなぐ価値」を守ります

(マンション管理のお問い合わせ)

大和ライフネクスト株式会社 北関東支社
埼玉県さいたま市大宮区下町 2-1-1 JPR 大宮ビル 8 階 〒330-0844
TEL:048-648-1871 WEB:QRコードでお問い合わせください
マンション管理業者登録番号:国土交通大臣(国)第080755号

SUUMO AWARD 2024
首都圏 分譲マンション管理会社の部
スタッフホスピタリティ部門(100戸以上の部) 最優秀賞

マンション・建物
大規模改修

■東日本リニューアル事業部
東京支店・東関東支店・北関東支店・南関東支店
(お問合せ) ☎(03)3474-1941

■西日本リニューアル事業部
関西支店・福岡営業所
(お問合せ) ☎(06)6382-8410

ヤマギシリフォーム工業株式会社
YAMAGISHI <http://www.ymgs.co.jp>

— 信頼と実績で創業60周年 —

埼玉県マンション管理のベテランがいる管理会社

田園都市ライフサポート株式会社
(旧社名 株式会社ビルセンター)

マンション管理業者登録 国土交通大臣(5)第031134号
宅地建物取引業 東京都知事(11)第40887号
警備業認定 東京都公安委員会 第30003954号

【東京本社】 〒170-0013
東京都豊島区東池袋1-33-8 NBF池袋タワー6階
TEL 03-6912-9328 FAX 03-6912-9329

【横浜支店】 〒222-0033
横浜市港北区新横浜1-4-7
ミスミコーチ事務棟4 F.402号
TEL 045-577-6600 FAX 045-577-6008

<https://denen-lsk.jp/>

フロント管理 業務主任者
トリプル サポート
フロント サポーター
設備担当 社員

編集後記

新年度が始まりました。会員の皆様には日頃より多大なるご支援とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

本年4月1日より区分所有法の大規模な改正が行われました。今回の改正区分所有法は、約23年ぶりとなる大規模な改正であり、管理組合運営や意思決定手続に大きな影響を及ぼす内容となっています。

当法人におきましても、区分所有法の改正に伴う管理規約の見直し・改定について、管理組合の皆さまを専門的にサポートしております。規約改定に関するご相談や、日頃の管理組合運営に付き、悩みごと等、随時受け付けておりますので、どうぞお気軽にお問い合わせください。